

標準倉庫寄託約款(乙)

目次

第一章 総則(第一条~第六条)
第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫(第七条~第十二条)
第三章 証書及び通帳(第十三条)
第四章 受寄物の保管(第十四条~第二十条)
第五章 受寄物の出庫(第二十一条~第二十五条)
第六章 引取のない受寄物の処置(第二十六条~第二十八条)
第七章 受寄物の損害賠償(第二十九条~第三十三条)
第八章 受寄物の損害賠償(第三十四条~第三十六条)
第九章 保管料、荷役料、手数料等(第四十条~第四十七条)
特約条項(第一条~第十条)

倉庫寄託約款

第一章 総則
(本約款の適用)
第一条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫
(入庫、庫出しその他の作業)
第三条 貨物の入庫及び庫出しその他の作業は、すべて当会社が行なう。ただし、当会社が特認したときは、この限りでない。

第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫
(寄託引受の制限)
第七条 当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。
(一)当該寄託の申込がこの約款によらないとき、
(二)当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやしない貨物、荷造の不十分な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき、

第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫
(貨物の引渡)
第十条 当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

第三章 証書及び通帳
(証書又は通帳の交付)
第十三条 当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、貨物保管証書(以下「証書」という。又は保管貨物通帳(以下「通帳」という。)を交付することができる。

第四章 受寄物の保管
(保管方法)
第十四条 当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。
(保管場所)
第十五条 当会社は、受寄物の保管場所を、受寄物の種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。

第五章 受寄物の損害賠償
(損害の発生)
第二十一条 寄託者は、受寄物の損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社に発生したことを証明しなければならない。

第六章 受寄物の出庫
(出庫手続)
第二十一条 証書により寄託物を出庫しようとする者は、証書に指定された事項を記入し、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。

第七章 受寄物の損害賠償
(火災保険の付保)
第二十九条 当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付ける。

第八章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第九章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第十章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第十一章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

その場合において、寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

第十八条 寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があつたときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証書又は通帳の発行された寄託物についても、同時にこれを提出するものとする。

第十九条 当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告する。
(一)見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であつても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

第二十条 寄託者は、受寄物の損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社に発生したことを証明しなければならない。

第二十一条 寄託者は、受寄物の損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社に発生したことを証明しなければならない。

第二十二章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第二十三章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第二十四章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第二十五章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第二十六章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第二十七章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第二十八章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第二十九章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第三十章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

その損害が当会社に発生したことを証明しなければならない。

第三十一条 寄託者は、受寄物の損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社に発生したことを証明しなければならない。

第三十二条 寄託者は、受寄物の損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社に発生したことを証明しなければならない。

第三十三条 寄託者は、受寄物の損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社に発生したことを証明しなければならない。

第三十四章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第三十五章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第三十六章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第三十七章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第三十八章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第三十九章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第四十章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第四十一条 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第四十二条 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

第四十三章 受寄物の損害賠償
(賠償事由及び賠償責任)
第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。